

平成 27 年度 第 1 回かすみがうら市地域公共交通会議次第

日時 平成 27 年 4 月 27 日 (月)
午後 2 時から
場所 かすみがうら市役所
千代田庁舎 2 階 第 1 会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

報告第 1 号 デマンド型乗合タクシーの運行事業者の決定について
報告第 2 号 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について

承認第 1 号 平成 26 年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について
承認第 2 号 平成 26 年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について

議案第 1 号 平成 27 年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について
議案第 2 号 平成 27 年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について
議案第 3 号 かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の改正について
議案第 4 号 かすみがうら市地域公共交通網形成計画策定調査業務に係る
プロポーザル実施要領(案)について

4 その他

5 閉会

報告第1号 デマンド型乗合タクシーの運行事業者の決定について

平成26年度第3回かすみがうら市地域公共交通会議において協議した「平成27年度かすみがうら市地域公共交通運行計画」のうち未定となっていたデマンド型乗合タクシーの運行事業者について、次のとおり選定したので報告するものです。

- ・ 千代田地区 有限会社千代田タクシー
- ・ 霞ヶ浦地区 有限会社美並タクシー

(参考)

- ・ デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
… 報告第1号/参考資料1のとおり
- ・ デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書
… 報告第1号/参考資料2-1・2-2のとおり
- ・ デマンド型乗合タクシー運行業者審査会報告書
… 報告第1号/参考資料3のとおり
- ・ 平成27年度かすみがうら市地域公共交通運行計画
… 報告第1号/参考資料4のとおり

報告第1号／参考資料1

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

かすみがうら市地域公共交通会議では、かすみがうら市が策定した「かすみがうら市地域公共交通総合連携計画」に基づき、効果的・効率的な公共交通サービスの確立を目指し、デマンド型乗合タクシーの運行を実施します。

実施にあたり、この業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により決定しますので、参加する事業者を募集します。

2. 委託業務の概要

- (1) 業務名 かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託
- (2) 内容・期間 かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書
(別紙1) のとおり
- (3) 業務規模 千代田地区 5,230,000円以内(税抜き)
霞ヶ浦地区 10,460,000円以内(税抜き)
※いずれも予備車は含まない

3. 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の提出期限において、かすみがうら市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更正手続き又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 市内に本店若しくは権限を委任された支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 運行開始までに道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得見込みの者であること。

4. プレゼンテーション

- (1) 期 日：平成27年2月26日(木) 午後1時30分～
- (2) 場 所：かすみがうら市役所 千代田庁舎 第4会議室
※プレゼンテーション時間は15分以内とする。
※審査は提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に判断します。
※審査結果については、後日連絡いたします。

5. 審査方法

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る事業者選定要領(別紙2)による。

6. 応募手続き

募集は、霞ヶ浦地区と千代田地区を個別に行います。

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書(別紙3「様式1」)、②見積書、③会社定款、④登記事項証明書
 - ⑤団体の役員名簿その他これに類する書類
 - ⑥前事業年度の国税及び地方税の未納のない納税証明書
- (2) 提出部数
応募地区ごとに提出する。
原本1部、副本は提出書類①、②を6部、提出書類③、④、⑤、⑥は1部
- (3) 提出期限
平成27年2月20日(金) 午後5時まで
- (4) 提出方法・提出先

持参もしくは郵送にて「9. 問い合わせ」へ提出

7. 参加事業者の失格

- (1) 3項の参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

8. その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に係る費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。

9. 問い合わせ

かすみがうら市市長公室政策秘書課内

かすみがうら市地域公共交通会議 事務局（担当：猪俣）

〒315-8512 かすみがうら市上土田 461

TEL /0299-59-2111（内線）1211 FAX/0299-59-2176

E-mail/kikaku@city.kasumigaura.ibaraki.jp

ホームページ / トップページ・くらし→地域公共交通→地域公共交通会議

（執務時間：土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書 《西側区域(千代田地区)》

1. 運行の概要

10人乗りワゴン車によるデマンド型乗合タクシーの運行を行う。

2. 運行の態様

道路運送法第4条によるデマンド型乗合タクシーのかすみがうら市のうち常磐線を境に西側の区域における運行とする。ただし、一部土浦市へ乗り入れる。

3. 事業計画等

① 運行方法

10人乗りワゴン車両による地域内の戸口から公共公益施設及び乗継拠点等へのデマンド型乗合運行を行う。地域外は、JR神立駅西口、神立病院、中貫停留所へ運行を行う。

② 利用対象者

市内在住の事前登録者

③ 運行日

毎週土・日曜日、祝日、8月13日から15日及び12月29日から1月3日を除き毎日運行する。ただし、予約の無い便は運行しない。

④ 運行便数

8便

⑤ 運行時刻

9:00	10:00	11:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

⑥ 登録・予約

・登録方法

所定の登録用紙に必要事項を記入のうえ、予約センターに提出する。

・予約方法

予約センターにて電話等により予約を受け付ける。

⑦ 運賃の設定

1乗車 400円(65歳以上、障害者及び介添者並びに高校生以下の方は、200円、3歳未満児 無料)

⑧ 運賃の支払い方法

回数券による支払いとする。

(回数券販売窓口:地域公共交通会議事務局(市役所千代田庁舎内)、運行事業者、デマンド型乗合タクシー車内)

⑨ 乗降箇所

各戸口から

【役所関係】

千代田庁舎、中央出張所、千代田保健センター、千代田公民館、やまゆり館、第一常陸野公園、わかぐり運動公園、雪入ふれあいの里公園、三ツ石森林公園

【医療関係】

川俣医院、久松医院、太田内科医院、高木医院、大和医院、白井こどもクリニック、菊池整形外科クリニック、吉田茂耳鼻咽喉科、三輪眼科、桜井皮膚科医院、中佐谷歯科、高野歯科医院、宇野歯科医院、奥山歯科医院、荒川歯科医院、稲吉歯科、あいざわ歯科、島崎歯科医院、色川歯科医院、あしか歯科クリニック、今松歯科医院、伊東クリニック、吉田歯科医院、大塚整骨院、なごみ整骨院

【商業関係】

千代田ショッピングモール、カスミ千代田店、まるも千代田店、ダイユーエイト茨城千代田店、ケースデンキ神立パワフル館、ヤックスドラッグ千代田店、トライアル神立店、ツルハドラッグ千代田店、コメリ千代田店、ヒーロー千代田店、サンキ神立店、サンフレッシュ稲吉店、千代田ラドン温泉センター

【郵便局】

千代田志筑郵便局、千代田新治郵便局、千代田七会郵便局、千代田下稲吉郵便局

【金融関係】

常陽銀行神立支店、筑波銀行千代田支店、旧水戸信用金庫千代田支店

【農協関係】

JA土浦千代田支店

【福祉関係】

いっしん館、いっしん館いなり、ハートワン神立、ふるさと、プルミエールひたち野、プルミエールひたち野2号館、グリーンヒル千代田、ホワイトハウス千代田、千代田の里、しらうめ荘・しらゆり荘、滴翠苑、メロディハウス、老人福祉センターふれあいの里

【学校関係】

つくば国際大学東風高等学校

【路線バス停留所】

市川

【旧市内観光シャトルバス停留所】

上佐谷、上佐谷入口、下佐谷、下稲吉、下稲吉十字路、下稲吉小学校前、稲吉五丁目、稲吉三丁目

【土浦市内】

中貫、JR神立駅西口、神立病院

⑩運行事業者及び営業所の所在地

かすみがうら市稲吉5丁目3番9号 有限会社 千代田タクシー

⑪事業用車両

ジャンボタクシー(10人乗りワゴン車)1台、10人乗りワゴン車は乗合運送車両、予備乗用車は乗用運送、乗合運送を兼ねる車両とする。

⑫毎月の実績報告等

運行記録の報告は、料金、走行距離等の日報を作成し提出する。

⑬事故報告

事故等が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに報告するとともに事故報告書を提出すること。

⑭苦情処理

利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに、苦情の処理について苦情等処理報告書を提出すること。

報告第1号/参考資料 2-2

デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書 《東側区域(霞ヶ浦地区)》

1 運行の概要

10人乗りワゴン車によるデマンド型乗合タクシーの運行を行う。

2 運行の態様

道路運送法第4条によるデマンド型乗合タクシーのかすみがうら市のうち旧霞ヶ浦町の区域における区域運行とする。ただし、一部旧千代田町の区域と土浦市へ乗り入れる。

3 事業計画等

①運行方法

10人乗りワゴン車による地域内の戸口から公共公益施設及び乗継拠点等へのデマンド型乗合運行を行う。地域外は、JR神立駅西口への運行を行う。

②利用対象者

事前登録者

③運行日

毎週土・日曜日、祝日、8月13日から15日及び12月29日から1月3日を除き毎日運行する。ただし、予約の無い便は運行しない。

④運行便数

8便

⑤運行時刻

9:00	10:00	11:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

⑥登録・予約

・登録方法

所定の登録用紙に必要事項を記入のうえ、予約センターに提出する。

・予約方法

予約センターにて電話等により予約を受け付ける。

⑦運賃の設定

1乗車 400円(65歳以上、障害者及び介添者並びに高校生以下の方は、200円、3歳未満児 無料)

⑧運賃の支払い方法

回数券による支払いとする。

(回数券販売窓口:地域公共交通会議事務局(市役所千代田庁舎内)、運行事業者、デマンド型乗合タクシー車内)

⑨乗降箇所

各戸口から

【役所関係】

霞ヶ浦庁舎、あじさい館、水道事務所、霞ヶ浦保健センター、郷土資料館、歩崎公園ビジターセンター、水族館、農村環境改善センター、多目的運動広場、戸沢公園運動広場、富士見塚古墳公園、商工会霞ヶ浦支所

【医療関係】

川島医院、矢原診療所、酒井医院、にとう歯科医院、美並歯科医院、みやざき歯科医院、深谷歯科医院、みなみ接骨院、かすみがうら整骨院、真心堂接骨院、渡辺接骨院、ひかり歯科医院

【商業関係】

セイミヤかすみがうら店、コメリ出島店、活性化センター生産物直売所、ふるさと出島の会、おかず屋

【郵便局】

出島郵便局、田伏郵便局、志土庫郵便局、安飾郵便局、牛渡郵便局

【金融関係】

常陽銀行出島支店、筑波銀行霞ヶ浦出張所、水戸信用金庫出島支店

【農協関係】

JA土浦霞ヶ浦南支店、JA土浦霞ヶ浦北支店、JA土浦霞ヶ浦東支店、志土庫園芸農協

【福祉関係】

サンシャインつくば、ピソ天神、愛老、マロン館、霞ヶ浦の里、いっしん館霞ヶ浦、デイホーム南の里、ほびき園、Sun ふぁみりい

【学校関係】

土浦日大寮

【広域バス停留所】

田伏、田伏十字路、岩坪坂下、岩坪、北中入口、大成、大和田、大和田坂下、八千代台、美並小学校前、霞ヶ浦中前、下原、幕戸入口、深谷、深谷公民館前、上原、上原西、深谷住宅前、深谷第三、戸崎原中央、戸崎原

【旧市内観光シャトルバス停留所】

新生中央、JA新生前、上大堤、上郷公民館脇、大成、大平、上東公民館前、第二千代田南団地

【土浦市内】

JR神立駅西口

⑩運行事業者及び営業所の所在地

かすみがうら市深谷 3430 番地の 1 有限会社 美並タクシー

⑪事業用車両

ジャンボタクシー(10人乗りワゴン車)2台とし、いずれも乗用運送、乗合運送を兼ねる車両とする。

⑫毎月の実績報告等

運行記録の報告は、料金、走行距離等の日報を作成し提出する。

⑬事故報告

事故等が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに報告するとともに事故報告書を提出すること。

⑭苦情処理

利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに、苦情の処理について苦情等処理報告書を提出すること。

報告第1号／参考資料3

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業者審査会報告書

- 1 日時 平成27年2月26日(木)午後1時30分から
- 2 場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第4会議室
- 3 出席者

【かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託事業者選定委員会】

- ・市区長会長 井坂勝美
 - ・市商工会長 真藤実男
 - ・市長公室長 木村義雄(選定委員会委員長)
 - ・市総務部長 小松塚隆雄
 - ・市保健福祉部長 金田克彦
 - ・市教育部長 飯田泰寛
- ※欠席者 市土木部長 渡辺泰二

【事務局】

- ・市長公室政策秘書課 猪俣

4 会議内容

1)開会(13:30)

2)あいさつ(選定委員会委員長)

皆様こんにちは。本日はお忙しい中、「かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る公募型プロポーザル審査会」にご出席いただき、ありがとうございます。また、日ごろから、皆さま方には、公共交通会議はもとより、市政運営に対し特段のご支援とご協力を賜りますことをこの場を借りて御礼申し上げます。

過日開催しました本市地域公共交通会議において、事務局より説明があったとおり、平成27年度につきましては、オペレーター業務の統一をはじめ、運行時間等、内容の見直しがありました。今後も持続可能な公共交通ネットワークの形成を目指し、交通弱者の足を確保していくこととし、事業を進めていきたいと考えております。

本日の審議会は、平成27年度の事業者を決める大切なものと考えておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

3)概要説明(事務局)

2月6日(金)～20日(金)まで、市ホームページにおきまして、本日配付させていただいた“事業者募集関係資料”を添付して、公募型プロポーザル方式による「デマンド乗合タクシー運行業務委託事業者」を募集する旨の記事を掲載させていただきました。

これは価格競争に加え、企画力のある事業者を選定することを目的に、昨年度に引き続き実施したものでしたが、結果としては、霞ヶ浦地区は有限会社美並タクシー1社、千代田地区は有限会社千代田タクシー1社と、今年度事業を委託している事業者のみの応募でございました。

複数の応募があれば、事業者のプレゼンテーションの後、皆様にいくつかの観点により採点してもらい、その合計得点の高い事業者を採択するという形になるわけですが、今回、地区1社ずつということでございますので、皆様にそれぞれの事業者が適正かどうかの審査をしていただきたいと思います。

その手順といたしましては、最初に各事業者のプレゼンテーションを聞いていただきます。そのプレゼンテーションや、企画提案書、見積書を見ての、疑問点等あれば事業者に質問してください。事業者には皆様からの質問に答えていただきます。

そのプレゼンテーションや質疑応答、また、企画書や見積書等、感じたこと、気づいたこと等があれば、本日配布させていただいたメモにご意見をご記入ください。事業者が帰った後、審査会を行います。審査会においては、ご記入いただいたメモにそって自由に意見交換をしていただき、最終的には、その事業者が適正かどうかの審査をしていただきたいと思います。

4) プレゼンテーション

① 有限会社 美並タクシー 【説明者／代表取締役代理 北山雅也】

事前に提出された「企画提案書」、「見積書」に基づき、会社概要、規模、事業実績、運行に必要な施設の確保、運転手の勤務形態などの説明があった後、質疑応答となった。

● 質疑応答

Q 運行形態が神立駅を起点とした乗継ぎとなった点について、対応はどのように考えているか。

A あじさい館を起点とした運行として予定しています。

霞ヶ浦地区は2台で運行となりますので、例えば、1台が神立駅でお客様を乗せ、あじさい館でもう1台に乗り換えていただくといった形にしていきたいと考えております。1時間に1便運航のため、次の便に神立駅へ行くとなると、あじさい館で戻らなければ間に合わないからです。

併せて、オペレーターと連絡を密にして調整をしていく必要があると考えています。

Q これまでの運行の中でお客様からどのような要望があったか。

A 指定停留所でないところで降ろしてほしいといった要望がありました。しかし、これは運行のルールなのでできません、といった対応で理解していただいております。

② 有限会社 千代田タクシー 【説明者／代表取締役 染谷雄一郎】

事前に提出された「企画提案書」、「見積書」に基づき、会社概要、規模、事業実績、運行に必要な施設の確保、運転手の勤務形態などの説明があった後、質疑応答となった。

● 質疑応答

Q 運転手に対し安全面での対応はどのように心がけていますか。

A 基本的なことですが、交差点での巻き込みや乗降補助などです。乗合タクシーは車高が高く、乗降が困難なお客様もいますので、ステップ補助を置いて対応しています。

Q どんな問い合わせ、苦情が多いですか。

A 指定した時間に来ないなどの苦情がありますが、乗合いなので多少時間は前後すると説明しています。

Q これまでと運行が変わる点について、どのように考えていますか。

A 特に問題はないと考えております。

Q 資料にある乗合タクシーの紹介チラシについては。

A お年寄りが乗合タクシーを利用してなるべく外出できればと思い、スーパー等に置いてもらうことで利用促進を図っています。

● 事業者ごとに審査

① 有限会社 美並タクシー

★ 審査の結果 ⇒ **事業者として適正**

▼ 審査の際に委員から出された意見

・乗客は高齢者が多いとのことなので、今後も事故等安全面に気を付けて運行していただきたい。

② 有限会社 千代田タクシー

★ 審査の結果 ⇒ **事業者として適正**

▼ 審査の際に委員から出された意見

・乗客は高齢者が多いとのことなので、今後も事故等安全面に気を付けて運行していただきたい。

6) 閉会(14:20)

報告第1号/参考資料4

平成27年度かすみがうら市地域公共交通運行計画

1. 霞ヶ浦広域バス

- ① 運行方法
31人乗りノンステップバス1台による土浦駅と玉造駅間の定時定路線運行
- ② 運行期間
平成27年4月1日～平成28年3月31日
- ③ 運行日
毎日運行
- ④ 運行本数
5往復/日
- ⑤ 運行時刻
別紙1 霞ヶ浦広域バス（土浦駅～玉造駅）運行時刻表 参照
- ⑥ 利用対象者
すべての人が利用可能
- ⑦ 運賃
別紙2 霞ヶ浦広域バス（土浦駅～玉造駅）普通旅客運賃 参照
- ⑧ 運賃の支払い
現金、定期券による支払い。
- ⑨ 運行ルート・停留所
別紙3 霞ヶ浦広域バス運行系統略図 参照
- ⑩ 運行事業者
関鉄グリーンバス株式会社
- ⑪ 運行補助
路線沿線3市で補助金総額650万円(国庫補助含む)を限度に、運行距離により分担する。
・補助金分担予定額

区分	単位	合計	土浦市	行方市	市公共交通会議	国庫補助
運行距離	km	25.6	7.6	4.4	13.6	
	円	6,500,000	717,844	415,594	1,284,562	4,082,000

- ⑫ 企画乗車券
利用促進策として霞ヶ浦広域バス特別割引定期券の発売
別紙4 霞ヶ浦広域バス特別割引定期券発売概要（案） 参照
- ⑬ その他
予備車両1台

2. デマンド型乗合タクシー

- ① 運行方法
 - ・千代田地区
10人乗りワゴン車両1台による千代田地区内の戸口から公共公益施設及び乗継拠点等へのデマンド型乗合運行（区域運行）を行う。地区外は、JR 神立駅西口、神立病院、中貫停留所へ運行を行う。
 - ・霞ヶ浦地区
10人乗りワゴン車両2台による霞ヶ浦地区内の戸口から公共公益施設及び乗継拠点等へのデマンド型乗合運行（区域運行）を行う。地区外は JR 神立駅西口へ運行を行う。
- ② 運行期間
平成27年4月1日～平成28年3月31日
- ③ 運行日
毎週土・日曜日、祝日、8月13日～15日及び12月29日～1月3日を除き毎日運行。

ただし、予約の無い便は運行しない。

④ 運行便数・運行時刻

1日8便

9:00	10:00	11:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

★利用対象者：かすみがうら市在住の事前登録者

⑤ 登録・予約

・登録方法

所定の登録用紙に必要事項を記入のうえ、地域公共交通会議事務局に提出。

・予約方法

地域公共交通会議事務局にて電話等により予約を受け付ける。

・予約受付日及び受付時間

受付は運行日の8:30～17:00とし、利用希望時間の60分前までに予約する。

(利用希望日の3営業日前から受け付ける。)

ただし、9:00発の便の予約は前営業日までとする。

⑥ 運賃

1乗車400円

(65歳以上、障害者及び介添者並びに高校生以下200円/3歳未満無料)

⑦ 運賃の支払い

回数券による支払いとする。(回数券販売窓口：各デマンド型乗合タクシー車内、運行事業者、地域公共交通会議事務局)

なお、販売した回数券の払戻しについては、次の基準表により取り扱う。(回数券払戻窓口：地域公共交通会議事務局)

・払戻基準表

券残数	額面金額	払戻金額	券残数	額面金額	払戻金額
11枚	1,100円	1,000円	6枚	600円	500円
10枚	1,000円	900円	5枚	500円	400円
9枚	900円	800円	4枚	400円	300円
8枚	800円	700円	3枚	300円	200円
7枚	700円	600円	2枚	200円	100円

⑧ 運行区域・乗降箇所

別紙5 千代田地区乗降箇所一覧図 参照

別紙6 千代田地区乗降箇所一覧表 参照

別紙7 霞ヶ浦地区乗降箇所一覧図 参照

別紙8 霞ヶ浦地区乗降箇所一覧表 参照

⑨ 運行事業者

・千代田地区：(有)千代田タクシー

・霞ヶ浦地区：(有)美並タクシー

⑩ その他

各地区予備車両1台

⑪ 回数券売上と運行委託料について

運行事業者と市公共交通会議間で、乗合タクシー運行事業委託契約を結び、売上収入の納入及び委託料の支払いを事業実施月の翌月に行うこととする。

報告第 2 号 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について

平成 26 年度第 3 回かすみがうら市地域公共交通会議において協議した「平成 27 年度かすみがうら市地域公共交通運行計画」における関鉄グリーンバスの継続運行と運行に対する補助金の交付について、次のとおり関係市等と協定を締結したので報告するものです。

- ・ 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定書
… 報告第 2 号／別紙のとおり

写



霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定書

土浦市、かすみがうら市、行方市、かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバス株式会社（以下「関鉄グリーンバス」という。）とは、霞ヶ浦広域バス運行事業及びその運行に係る補助の実施について、次のとおり協定を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

(運行形態)

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議は、霞ヶ浦広域バス（以下「広域バス」という。）の運行を関鉄グリーンバスに依頼する。

2 関鉄グリーンバスは、前項の依頼について、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け実施するものとする。

(事業計画)

第2条 関鉄グリーンバスは、かすみがうら市地域公共交通会議が別に定める霞ヶ浦広域バス運行事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき、広域バスを運行するものとする。

2 事業計画の変更を行う場合は、かすみがうら市地域公共交通会議と関鉄グリーンバスが協議のうえ決定するものとし、その準備及び事務手続き等は関鉄グリーンバスが行うものとする。

3 関鉄グリーンバスは、やむを得ない理由により、事業計画に定められた運行ができなくなったときは、速やかにかすみがうら市地域公共交通会議にその旨を連絡するものとし、その対応について、かすみがうら市地域公共交通会議と関鉄グリーンバス協議のうえ決定するものとする。

(運賃)

第3条 運賃は、事業計画に定める金額とする。

(運行事業費に対する補助等)

第4条 土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、第2条第1項に規定する運行に必要な事業費に対し、各市内の運行距離に応じ、関鉄グリーンバスに補助金を交付するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、広域バスの運行経費から運行に伴う収入を控除した額とする。ただし、土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議からの当該補助金の合計額は、650万円を限度とし、別に国庫補助金等の収入があるときは、当該収入を控除した額をもって、当該補助金の額とする。

3 かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバスは、広域バスの運行に係る国庫補助金等の収入の確保に努めるものとする。

4 補助金の交付に係る手続きについては、それぞれの補助金交付規則等の例によるものとする。

(使用車両等)

第5条 事業計画に基づく広域バスの運行に使用する車両は、かすみがうら市の所有する車両を関鉄グリーンバスに貸与するものとする。ただし、別に定めるかすみがうら市市有自動車使用貸借契約書により、使用貸借契約を締結するものとする。

2 関鉄グリーンバスは、前項に規定する車両が法定点検及び故障等により使用できない場合には代替車両を用意し、運行するものとする。

(運行状況の報告)

第6条 関鉄グリーンバスは、毎月の利用者数、運賃収入、その他広域バスの運行状況について、土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に報告するものとする。

2 土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、必要に応じて関鉄グリーンバスに対し広域バスの運行についての報告を求めることができる。

(第三者に対する損害賠償責任)

第7条 関鉄グリーンバスは、事業の遂行によって第三者に損害を与えたときは一切、自己の責任においてこれを解決し、その損害を賠償するものとし、その内容について速やかに書面により土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に報告するものとする。

(協定の解除)

第8条 土浦市、かすみがうら市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 関鉄グリーンバスの責めに帰すべき事由により、この協定の履行の見込みが無いと認められるとき。

(2) 関鉄グリーンバスが、この協定の履行にあたり、不正な行為をしたと認められるとき。

2 関鉄グリーンバスは、前項の規定によりこの協定が解除されたときは、土浦市、かすみがうら市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に対して、その損害の賠償を求めることができない。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、この協定に関し疑義が生じたとき又は広域バスの運行が変更になる場合は、土浦市、かすみがうら市、行方市、かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバスが協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、各自1通を保有する。

平成27年4月1日

茨城県土浦市下高津一丁目2番35号
土浦市長 中川 清



茨城県行方市麻生1561番地9
行方市長 鈴木 周也



茨城県かすみがうら市上土田461番地
かすみがうら市長 坪井 透



茨城県かすみがうら市上土田461番地
かすみがうら市地域公共交通会議
会長 坪井 透



茨城県石岡市行里川5番18号
関鉄グリーンバス株式会社
代表取締役社長 荒川 安男



承認第1号 平成26年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

1 会議

第1回 日時 平成26年5月1日(木)
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎2階 第1会議室

- 内容
- ・デマンド型乗合タクシーの運行事業者の決定について
 - ・霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について
 - ・かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の改正について
 - ・平成25年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について
 - ・平成25年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について
 - ・平成26年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について
 - ・平成26年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について

第2回 日時 平成26年6月23日(月)
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎第6会議室

- 内容
- ・平成27年度かすみがうら市生活交通ネットワーク計画(案)について
 - ・平成25年度乗合タクシー運行実績について

第3回 日時 平成27年2月6日(金)
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室

- 内容
- ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
 - ・霞ヶ浦広域バス及びデマンド型乗合タクシーの運行状況について
 - ・平成27年度かすみがうら市地域公共交通運行計画(案)について
 - ・かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(案)について
 - ・土浦協同病院への要望書提出について

2 運行実績

○霞ヶ浦広域バス(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

- ・運行区間 玉造駅～土浦駅西口
- ・運行数 1日5便
- ・運行車両 中型ノンステップバス(31人乗り)
- ・運行事業者 関鉄グリーンバス株式会社
- ・利用者数等

のべ利用者数				1日あたり平均利用者数				運賃収入			
4月分	1,874	10月分	2,293	4月分	62.5	10月分	74.0	4月分	671,314	10月分	879,406
5月分	2,014	11月分	2,305	5月分	65.0	11月分	76.8	5月分	747,637	11月分	852,017
6月分	1,934	12月分	2,212	6月分	64.5	12月分	71.4	6月分	676,761	12月分	797,580
7月分	2,217	1月分	2,117	7月分	71.5	1月分	68.3	7月分	830,513	1月分	785,271
8月分	1,995	2月分	2,110	8月分	64.4	2月分	75.4	8月分	759,630	2月分	736,821
9月分	2,191	3月分	2,156	9月分	73.0	3月分	69.5	9月分	813,045	3月分	733,417
計	25,418人			計	69.7人			計	9,283,412円		

○乗合タクシー（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

・運行日数及び利用者数等

霞ヶ浦地区（運行事業者：有限会社美並タクシー 運行車両：10人乗りワゴン車2台）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
稼働日数（日）	25	24	25	26	23	24	26	23	23	23	23	25	290日
運賃（円）	168,600	153,400	173,400	168,600	174,000	179,000	189,600	169,800	178,000	158,000	155,600	180,000	¥2,048,000
回数券売上収入（円）	155,400	122,300	171,100	158,200	142,500	159,700	160,200	154,800	160,500	141,100	127,000	138,600	¥1,791,400
のべ利用者数（人）	760	698	806	788	802	810	881	778	794	710	700	789	9,316人
1日あたり平均利用者数（人）	30.4	29.1	32.2	30.3	34.9	33.7	34.0	33.8	34.5	30.9	30.4	31.6	32.1人

千代田地区（運行事業者：有限会社千代田タクシー 運行車両：10人乗りワゴン車1台）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
稼働日数（日）	25	24	25	26	23	24	26	23	23	23	23	25	290日
運賃（円）	91,800	89,800	89,600	100,000	86,000	84,600	92,200	80,200	72,600	65,600	71,800	79,200	¥1,003,400
回数券売上収入（円）	92,000	78,000	93,000	85,000	73,000	89,000	86,000	66,000	56,000	64,000	55,000	55,000	¥892,000
のべ利用者数（人）	438	427	422	477	412	415	448	394	352	318	355	385	4,843人
1日あたり平均利用者数（人）	17.5	17.8	16.9	18.3	17.9	17.3	17.2	17.1	15.3	13.8	15.4	15.4	16.7人

承認第2号 平成26年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について

① 収入の部

(単位:円)

款	項	目		決算額	予算額	比較	摘要
1負担金	1負担金	1負担金		32,270,027	39,242,000	△ 6,971,973	H26.5.13 かすみがうら市から交付(39,242,000) H27.4.20 かすみがうら市へ返納(△6,971,973)
2国庫補助金	1国庫補助金	1国庫補助金		0	0	0	
3繰越金	1繰越金	1繰越金		0	0	0	
4諸収入	1使用料	1使用料		2,723,400	2,619,000	104,400	乗合タクシー回数券売上収入、スクールパス売上収入
	2預金利子	1預金利子		3,710	2,000	1,710	
	3雑入	1雑入		0	0	0	
計				34,997,137	41,863,000	△ 6,865,863	

② 支出の部

(単位:円)

款	項	目	節	決算額	予算額	比較	摘要
1総務費	1総務管理費	1会議費	報償費	205,000	264,000	△ 59,000	委員謝金 食糧費に3,000円流用
			食糧費	9,516	10,000	△ 484	交通会議時賄 報償費から3,000円流用
		2事務費	消耗品費	81,622	290,000	△ 208,378	スクールパス代、封筒代他
			通信運搬費	5,562	282,000	△ 276,438	会議通知等
			手数料	48,816	50,000	△ 1,184	振込手数料
2事業費	1事業費	1事業費	印刷製本費	265,896	400,000	△ 134,104	公共交通システムチラシ・ガイド・回数券印刷
			委託料	32,828,318	38,880,000	△ 6,051,682	乗合タクシー運行事業委託 デマンドシステム管理業務委託
			負担金、補助金及び交付金	1,536,907	1,537,000	△ 93	霞ヶ浦広域バス運行事業費補助金
3予備費	1予備費	1予備費	予備費	15,500	150,000	△ 134,500	回数券払い戻し
計				34,997,137	41,863,000	△ 6,865,863	

収入合計 34,997,137 円
 支出合計 34,997,137 円
 差引残額 0 円

監査報告書

平成26年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算について、関係帳簿並びに証拠書類に基づき、平成27年4月21日会計監査を実施したところ、決算書のとおり相違なく適正に処理されていることを認める。

平成27年4月27日

かすみがうら市地域公共交通会議

監査員

茨城県ハイヤー・タクシー協会専務理事

鬼沢 秀通 

監査員

かすみがうら市区長会長

井坂 塔美 

議案第 1 号 平成 27 年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画（案）

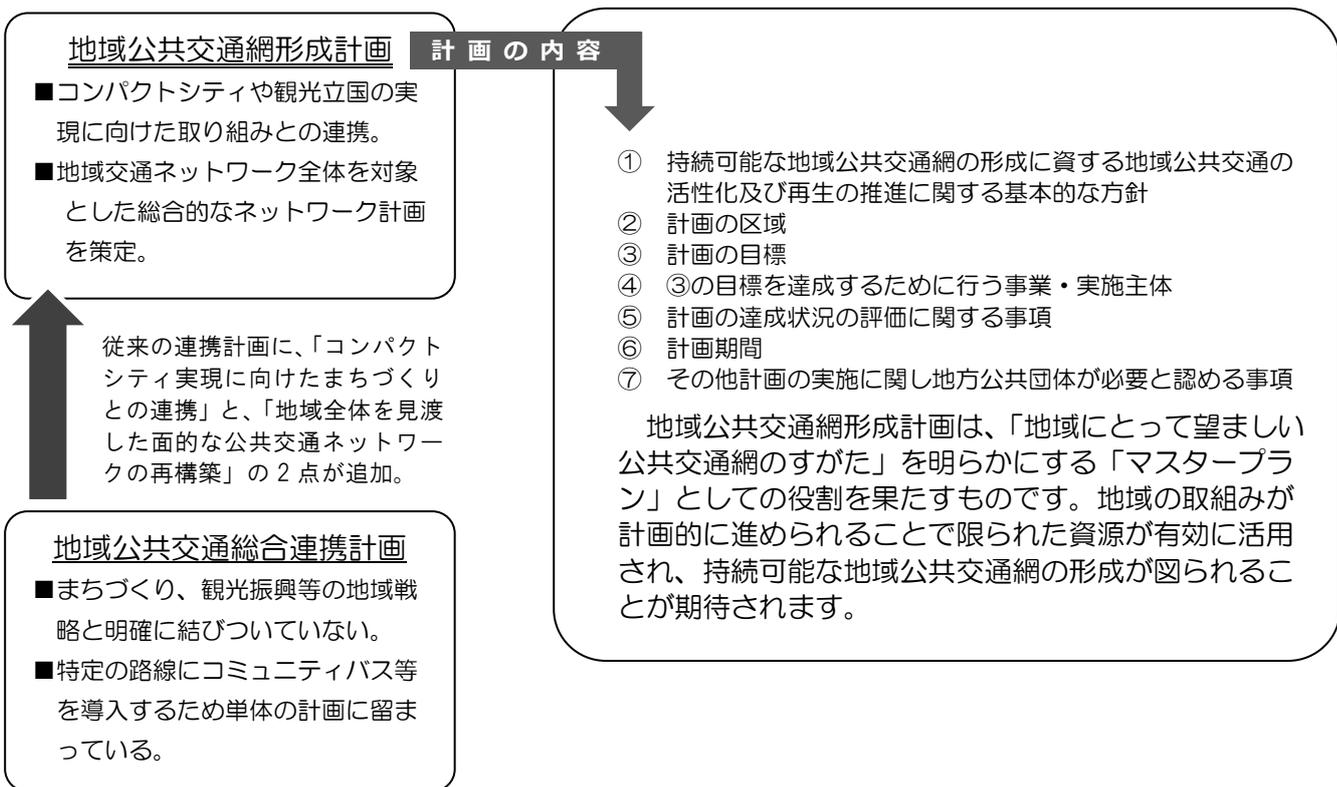
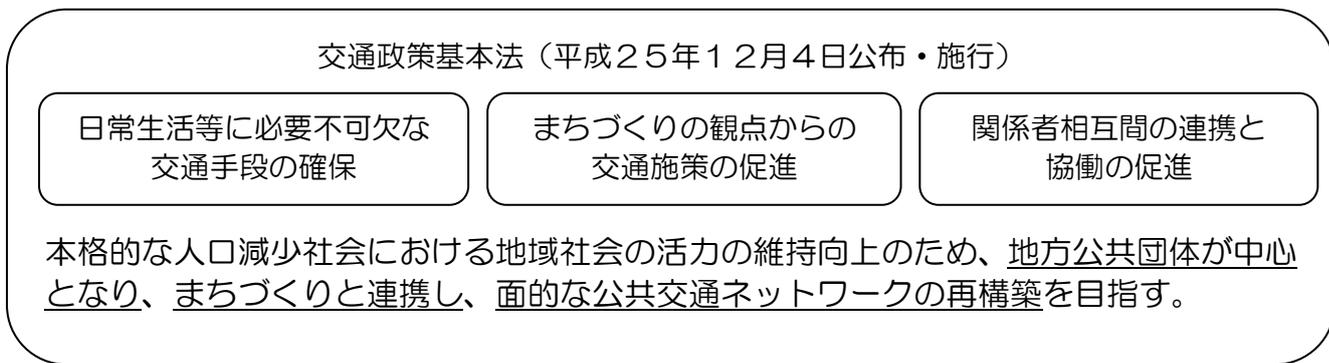
内容 月	実施事業
4 月	≪平成 26 年度決算監査≫ ≪第 1 回交通会議≫ ・平成 26 年度事業報告・決算 ・平成 27 年度事業計画・予算 ・地域公共交通網形成計画策定調査業務に係るプロポーザル実施要領
5 月	≪地域公共交通網形成計画策定調査業務委託事業者選定委員会≫ ・計画策定調査業務にかかる事業者選定（プレゼンテーション／審査）
6 月	＊地域公共交通網形成計画策定調査業務委託契約 ≪第 2 回交通会議≫ ・地域公共交通網形成計画策定調査業務委託事業者の選定結果・契約報告 ・地域公共交通網形成計画検討① ・生活交通確保維持改善計画策定 [平成 28 年度 (H27. 10-H28. 9) 広域バス運行計画] ※平成 28 年 3 月 1 日から広域バス路線変更予定
8 月	≪第 3 回交通会議≫ ・地域公共交通網形成計画検討②
10・11 月	≪第 4 回交通会議≫ ・地域公共交通網形成計画検討③（計画素案）
1 月	＊利用ガイド作成
2 月	≪第 5 回交通会議≫ ・地域公共交通網形成計画検討④（計画承認） ・平成 27 年度 (H26. 10-H27. 9) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 ・平成 28 年度 (H28. 4-H29. 3) 市地域公共交通運行計画に関する検討 ＊広域バス周知 P R

計画策定の背景及び趣旨

かすみがうら市では平成22年度にかすみがうら市地域公共交通総合連携計画(計画期間:平成22年度から平成26年度)を策定して以来、新たな交通システム(広域バス・乗合タクシー等)を導入し、交通空白地区の解消や路線バス廃止代替策などを講じ、市民生活の移手段を確保してきたところです。

国においては「交通政策基本法」(H25.12.4 公布)が成立し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正が行われ、人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上のために地方公共団体が中心となって関係者との合意の下、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域交通を形成することの重要性が示されました。また、同法に基づく法定計画は「地域公共交通総合連携計画」から「地域公共交通網形成計画」へ置き換わることとなり、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部が改正(H26.11.20 施行)されました。

このことから、改正法律の適用を受ける「地域公共交通網形成計画」を策定し、将来を見据えた地域公共交通の推進に取り組みます。また、こうした地方公共団体を中心とした地域公共交通網の再構築に対し、国の支援が見込まれています。



議案第2号 平成27年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)

① 収入の部

(単位:円)

款	項	目		本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1負担金	1負担金	1負担金		34,123,000	39,242,000	△ 5,119,000	市からの負担金
2国庫補助金	1国庫補助金	1国庫補助金		0	0	0	
3繰越金	1繰越金	1繰越金		0	0	0	
4諸収入	1使用料	1使用料		2,889,000	2,619,000	270,000	乗合タクシー回数券・スクールパス売上収入
	2預金利子	1預金利子		4,000	2,000	2,000	
	3雑入	1雑入		0	0	0	
計				37,016,000	41,863,000	△ 4,847,000	

② 支出の部

(単位:円)

款	項	目	節	本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1総務費	1総務管理費	1会議費	報償費	460,000	264,000	196,000	委員謝金
			食糧費	14,000	10,000	4,000	交通会議時賄
		2事務費	消耗品費	100,000	290,000	△ 190,000	スクールパス代、封筒代他
			通信運搬費	10,000	282,000	△ 272,000	会議通知等
			手数料	100,000	50,000	50,000	振込手数料
2事業費	1事業費	1事業費	印刷製本費	400,000	400,000	0	公共交通システムチラシ・ガイド作成
			委託料	34,497,000	38,880,000	△ 4,383,000	乗合タクシー運行事業委託 デマンドシステム管理業務委託 地域公共交通網形成計画策定委託
			負担金、補助金及び交付金	1,285,000	1,537,000	△ 252,000	霞ヶ浦広域バス運行事業費補助金
3予備費	1予備費	1予備費	予備費	150,000	150,000	0	
計				37,016,000	41,863,000	△ 4,847,000	

※歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

議案第 3 号 かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の改正について

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 かすみがうら市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、<u>地域公共交通総合連携計画</u>の作成に関する協議及び<u>連携計画</u>の実施に関するものを行うため設置する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 かすみがうら市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>の作成に関する協議及び<u>当該計画</u>の実施に関するものを行うため設置する。</p>
<p>〈協議事項〉</p> <p>第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 本市の公共交通政策の策定及びその推進に関するもの。</p> <p>(2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関するもの。</p> <p>(3) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関するもの。</p> <p>(4) <u>連携計画</u>の策定及び変更の協議に関するもの。</p> <p>(5) <u>連携計画</u>の実施に係る連絡調整に関するもの。</p> <p>(6) <u>連携計画</u>に位置づけられた事業の実施に関するもの。</p> <p>(7) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めるもの。</p>	<p>〈協議事項〉</p> <p>第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 本市の公共交通政策の策定及びその推進に関するもの。</p> <p>(2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関するもの。</p> <p>(3) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関するもの。</p> <p>(4) <u>地域公共交通網形成計画</u>の策定及び変更の協議に関するもの。</p> <p>(5) <u>地域公共交通網形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関するもの。</p> <p>(6) <u>地域公共交通網形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関するもの。</p> <p>(7) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めるもの。</p>

<p>(事務局)</p> <p>第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、<u>かすみがうら市役所市長公室政策秘書課</u>に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、<u>かすみがうら市市長公室政策経営課</u>に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この訓令は、平成27年4月1日から適用する。</u></p>

議案第4号 かすみがうら市地域公共交通網形成計画策定調査業務に係る
プロポーザル実施要領(案)について

1 目的

かすみがうら市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託に関する委託事業者を選定する。

2 委託業務概要

(1) 委託業務名 かすみがうら市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託

(2) 内 容 ①各種調査・検証

②基本方針の整理

③地域公共交通網形成計画の取りまとめ

④地域公共交通会議の運営支援

⑤推進方策の検討

※詳細は「かすみがうら市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託仕様書」による。

(3) 業務規模 10,616,000円(消費税込み)以内

(4) その他 本交通会議が策定した地域公共交通網形成計画は本交通会議が市に提言し、最終的にはかすみがうら市長が決定します。

3 参加資格

交通関連計画策定業務の受託実績があること。

4 プレゼンテーション

期日:平成27年5月28日(木)午前10時～

※事業者ごとに時間を指定して別途通知します。

場所:かすみがうら市役所 千代田庁舎 2階第1会議室

※説明時間は質疑も含めて30分程度(説明20分、質疑10分を目途)とし、受託後に本業務を担当する技術者等が説明すること。

※プロジェクター及びスクリーン使用可

(プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意します。)

※審査は企画提案書の内容、プレゼンテーションの内容を総合的に判断します。

※審査結果については文書にて通知します。

5 提出書類

(1) 企画提案書(様式任意)

(2) 会社概要(様式任意)

※会社名、所在地、業務内容、技術者(研究者)数等、また、連絡先は必ず明記すること。

(3) 交通関連計画策定の受託実績(様式任意)

※同種または類似業務の実績を含む。

- (4) 運営支援の体制(様式任意)
- (5) 担当する者の経歴及び手持ち業務量等(様式任意)
- (6) 見積書(様式任意)
- (7) その他必要な資料

◎用紙サイズはA 4判(必要に応じてA 3折込)で統一すること。

6 提出部数

各10部 ※企画提案書は正本1部(代表者印押印)、副本9部とする。

7 提出期限

平成27年5月25日(月)正午まで

8 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は提出期限必着)

9 提出先(問合せ先)

かすみがうら市役所 市長公室 政策経営課内
 かすみがうら市地域公共交通会議事務局
 〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田461番地
 ☎0299-59-2111 内線1212
 Mail:kikaku@city.kasumigaura.ibaraki.jp

10 選定方法

(1) 評価の方法

各社から提出された企画提案書の内容及びプレゼンテーションの結果を基に、以下に定める評価基準を勘案して採点する。

評価項目	評価事項
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・かすみがうら市の公共交通のあり方に対する基本的な考え方 ・調査手法の的確性 ・委託の目的や内容への的確な対応 ・説得力・取組意欲
工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・適切なスケジュール管理
自由提案	<ul style="list-style-type: none"> ・提案の的確性・独創性・実現性

会社の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種または類似業務の実績 ・専門分野別の技術者及び有資格者の保有状況
業務執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ・執行体制 ・管理技術者及び担当技術者 <ul style="list-style-type: none"> ①資格及び専門分野等の適切性 ②類似性の高い業務の経験 ③手持ち業務の件数 ④その他評価すべき事項 (発表論文、表彰、取得特許の状況)
業務委託見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額の内容 ・適切な価格

1 1 留意事項

- (1) 提案に要する経費は提案者の負担とします。
- (2) 提出書類(企画提案書等)は返却しません。
- (3) 審査内容については公開しません。また、異議申し立ても認めません。
- (4) 参加を辞退される場合は、提出先へ文書にて連絡願います。
 - ※辞退されても、今後不利益な取り扱いを受けることはありません。
- (5) 不明な点については、電子メールによる問合せとします。

・問合せ期限:平成27年5月20日(水)

※会社名及び問合せ内容を記載して送信ください

議案第 4 号／別紙 1

かすみがうら市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

かすみがうら市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託

2 委託目的

茨城県南部のほぼ中央に位置する本市は、土浦市、石岡市に隣接し、首都東京へ約 70 k m、県都水戸市へ約 30 k m、筑波研究学園都市へ約 10 k m の距離にあり、J R 常磐線、干代田石岡インターチェンジを市内に有する常磐自動車道、国道 6 号、国道 354 号などの幹線交通網が形成されている。

J R 常磐線は市の中心を通る形で運行しており、最寄りの神立駅は、東京までの通勤圏内であり、乗降者人数の一日平均は約 11,000 人となっている。

バスについては、関東鉄道(株)、関鉄グリーンバス(株)など 2 事業者が市内を運行。霞ヶ浦地区については、国庫補助に加え近隣の土浦市・行方市と当市の 3 市が運行事業者に補助金を支出し、玉造駅と土浦駅を結ぶ広域バスを運行している。

市域中心の市街地には、交通の結節点となる J R の神立駅が存在するが、バスの運転系統に含まれないことから、バランスのとれた交通網とは言い難い状況である。また、広域バスは、終点が隣接市の土浦駅となっており、神立駅周辺の人口密集地域に対応するバス路線がない状況である。さらに、交通弱者の移動手段として運行する乗合タクシーでは全市民のニーズに応えきれないことや、平成 28 年度の霞ヶ浦地区内小学校の統合によって導入予定のスクールバス運行後の公共交通対策など課題は多い。

これらの課題を踏まえ、利便性・効率性が高く本市の実情に即した公共交通体系の確立を目指し、地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 41 号）に規定する「地域公共交通網形成計画」を策定することを目的とする。

3 業務対象区域

かすみがうら市内全域（必要に応じて周辺地域も含む）

4 委託期間

契約締結の翌日から平成 28 年 3 月 31 日まで

5 委託業務内容

（1）各種調査・検証

①連携計画の検証及び現況の把握

地域特性の整理や公共施設を含めた現況の把握、及びこれまでの施策の達成状況と要因分析を実施する。併せて、既存の公共交通の運行状況の整理や、利用者数等を把握する。

②地域住民の移動実態調査

アンケート調査や利用実態調査を実施し、利用者の意向を把握する。また、調査にはモビリティ・マネジメントの要素を入れ、実証効果を検証するとともに、バス利用可能性のある地区からのヒアリングをするなど、住民の移動先、時間等を把握する。また、地域資源活用による活性化の観点から、観光施設を視野に入れた交通網対策についても調査対象とする。

ア) 市民アンケート（市内 3,000 世帯程度を対象）

イ) 公共交通利用者アンケート（JR 神立駅、主要バス停等）

ウ) 広域バス利用実態調査

エ) 乗合タクシー利用実態調査

③地域公共交通の問題点と課題の整理

地域特性を整理し、統計・アンケートデータを基に、公共交通の実態と課題を抽出・整理する。

(2) 基本方針の整理

都市機能集積と公共交通網の関係を分析することで、まちづくり上の課題を整理する。また、コンパクトシティの実現に向けたまちづくりの可能性、交通弱者への移動支援等の考え方等を具現化し、公共交通とまちづくり施策との一体性を考慮しつつ、その実現に向けた基本方針を整理する。

(3) 地域公共交通網形成計画の取りまとめ

上記(1)、(2)について、調査・検討を行った内容をもって、地域に即する公共交通改善の在り方を明確にした実施計画を作成し、かすみがうら市地域公共交通会議において協議し、その結果を踏まえ「かすみがうら市地域公共交通網形成計画」として取りまとめる。

(4) 地域公共交通会議の運営支援

①会議への出席、説明等（5 回程度の開催を予定）

②会議開催毎の事務局との事前協議

③会議資料の作成

④会議録の作成

(5) 推進方策の検討

地域公共交通網形成計画の推進体制や進行管理の内容など、推進方策を検討する。

6 届出書類

(1) 業務着手時に提出する書類

①着手届

②技術者等届

③業務計画書

(2) 業務完了時に提出する書類

①完了届

②納品書

③成果品

- ア) 報告書 (A4 判、ファイル綴じ) : 3 部
 - イ) 計画書本編 (A4 判 100 頁程度、くるみ製本) : 5 0 部
 - ウ) 関係資料一式 (ファイル綴じ) : 1 部
 - エ) ア) ~ウ) のデータを保存した電子メディア : 2 部
- ※ファイル形式は、ワード・エクセル及び PDF とする。

7 支払い条件

委託料支払いの請求にあたっては、前項に掲げる書類を提出し検査を受けること。また、支払いは、請求後一括して払うものとする。

8 業務留意事項

- (1) 受託者は当交通会議及びかすみがうら市が貸与する資料に含まれる個人情報及び業務に関し、知り得た個人情報を当交通会議の許可無く複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 受託者は業務を円滑に進めるため、本仕様に定めのない事項についても、協議のうえ必要な支援を行うこと。
- (3) 受託者は業務の全般に関して適宜、事務局と必要な打合わせを行うこと。

議案第 4 号／別紙 2

かすみがうら市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託事業者選定要綱（案）

1 目的

この規程は、かすみがうら市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託事業者（以下「委託事業者」という。）を選定することを目的とする。

2 委託内容

かすみがうら市地域公共交通網形成計画策定調査業務

3 委託事業者の決定

委託事業者の選定は、かすみがうら市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で決定する。

4 選定委員会

- （1）選定委員会は、かすみがうら市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）において選任された 5 名以内の委員をもって構成する。
- （2）選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- （3）選定委員会の事務は、交通会議事務局において処理する。

5 選定対象事業者

積極的に支援したいという意思を明確にしている事業者又は、これまでの実績を基に選定委員会が指名した事業者。

6 選定方式

プロポーザル方式によって、かすみがうら市地域公共交通網形成計画策定に対する候補事業者の基本的な考え方や自由提案による支援策の妥当性を審査して選定する。企画提案書は、プレゼンテーション実施日の 3 日前までに、かすみがうら市地域公共交通会議事務局に提出する。

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に関することを行うため設置する。

(事務所の位置)

第2条 交通会議の事務所は、茨城県かすみがうら市上土田461番地かすみがうら市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本市の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (3) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4) 地域公共交通網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5) 地域公共交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 地域公共交通網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (7) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めること。

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は、任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 国及び県の関係行政機関
- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 市議会議長
- (7) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (8) 学識経験者
- (9) その他の交通会議が必要と認める者

2 交通会議に次の役員をおく

- (1) 会長 1 人
- (2) 監査員 2 人

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査員)

第6条 監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

- 2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。
- 3 監査員は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議の会長は市長又はその指名する者とする。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、予め会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議は会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 交通会議は公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第8条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営にあたって必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。

- 2 幹事会は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、かすみがうら市市長公室政策経営課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月 9日から施行する。

この要綱は、平成21年 5月15日から施行する。

この要綱は、平成21年 7月15日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

かすみがうら市地域公共交通会議構成員

該当	No.	団体名	役職名	氏名
第1号	1	かすみがうら市	市長	坪井 透
第2号	2	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	飯塚 正芳
	3	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	飯田 孝志
	4	茨城県企画部企画課交通対策室	室長	川上 敬一
	5	茨城県土浦土木事務所	道路整備第二課長	兼澤 公也
	6	茨城県土浦警察署	交通課長	木村 昇
第3号	7	関東グリーンバス(株)	代表取締役	荒川 安男
	8	関東観光バス(株)	営業統括部長	渡邊 敏克
	9	(有)千代田タクシー	代表取締役	染谷雄一郎
	10	(有)美並タクシー	代表取締役	臼井 忠
	11	霞ヶ浦交通(株)	代表取締役	島田 豊
	12	(有)まゆ観光	代表取締役	大橋 孝一
	13	(有)神立観光	代表取締役	斉藤日出夫
第4号	14	(有)鶴観光バス	代表取締役	鶴町乙比古
	15	(一社)茨城県バス協会	専務理事	澤島 政志
	16	(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	鬼澤 秀通
第5号	17	関東鉄道(株)労働組合	書記長	池田 正人
第6号	18	かすみがうら市議会	議長	藤井 裕一
第7号	19	かすみがうら市区長会	会長	井坂 勝美
	20	かすみがうら市老人クラブ連合会	会長	鈴木 和夫
	21	かすみがうら市PTA連絡協議会	会長	久松 公生
	22	かすみがうら市商工会	会長	真藤 実男
	23	エンゼルハート会	理事長	古川 清
第8号	24	筑波大学大学院システム情報工学研究科	准教授	谷口 綾子
第9号	25	土浦市	都市整備部長	久保谷 秀明
	26	行方市	市長公室長	久保 力
	27	かすみがうら市	市長公室長	木村 義雄
	28	かすみがうら市	総務部長	小松塚 隆雄
	29	かすみがうら市	保健福祉部長	金田 克彦
	30	かすみがうら市	土木部長	渡辺 泰二
	31	かすみがうら市	教育部長	飯田 泰寛